このたび苫前町の一部を受益地域とする土地改良(苫前中北部地区(区画整理))事業を 道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法(昭和24年法律第19 5号。以下「法」という。)第85条の2第2項の規定に基づき公告したいので、法第85 条の2第5項において準用する第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。 また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条の2第5項において 準用する第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年11月6日

申請人 苫前郡苫前町旭37-1 苫前町長 福士 敦朗



- 1 縦覧について
- (1)関係書類の名称土地改良事業計画概要書
- (2) 縦覧期間

令和7年11月6日から令和7年11月26日まで

(3) 縦覧場所

苫前町役場農林水産課のウェブサイト

- 2 意見書の提出方法等について
- (1) 意見書の提出先

nourinsuisan@town.tomamae.lg.jp

(2) 意見書の提出期限

令和7年11月26日(必着)

- (3) 意見書の提出上の注意
 - ア 意見書の様式は任意ですが、 提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。 これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
 - イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には 回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ウ 電話での意見はお受けできません。
 - エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、苫前町農林水産課までお問い合わせください。